

平成27年8月20日

企業代表者様

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所
京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局
近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
京都府・京都市

平成27年度人権研修会の開催について（御案内）

晩夏の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の人権啓発活動に格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、常日頃から人権が尊重された良好な職場環境の保持、公正な採用選考及び企業内での人権研修などに積極的な取組を進めていただいていることにつきまして、深く敬意を表します。

さて、当協議会では、このような皆様の主体的な取組を支援し、より一層効果的な研修等を進めていただくため、毎年、人権研修会を開催しております。

つきましては、本年度の人権研修会を下記のとおり実施いたしますので、御多忙中とは存じますが、多数御参加くださいますよう御案内申し上げます。

なお、この研修会は、京都市の平成27年度第6回企業向け人権啓発講座に位置付けて開催します。

記

- 1 日時 平成27年10月28日(水) 午後1時～午後3時(開場：午後0時30分)
- 2 場所 京都市呉竹文化センター ホール
(京都市伏見区京町南七丁目35番地の1)
- 3 内容 講演(1) 午後1時00分～
演題 「ネットワーク社会と人権」
講演者 原 清治 (佛教大学教育学部 教授)

講演(2) 午後2時30分～
演題 「マタニティーハラスメントについて」
講演者 大湾みどり (人権擁護委員)

講演

(1) ネットワーク社会と人権

企業にとって、インターネットの活用は必要不可欠なものとなっています。一方で、インターネットの利用にともない、プライバシー侵害や名誉棄損、コンピュータウイルスの感染や不正アクセスによる情報漏えいなど人権侵害の危険性が増加しています。具体的な事例を紹介して、今後、企業が社会的な役割を果たしていく上で必要とされる対策について解説します。

(2) マタニティーハラスメントについて

マタニティーハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産などをきっかけに職場で嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や自主退職を強要されることで、「マタハラ」とも略され、「セクハラ」「パワハラ」とともに働く女性を悩ませるハラスメントの一つですが、社会的な認知度はまだ十分ではありません。その現状と対策について、分かりやすく解説します。

4 参加要領

当研修会の申込みについては、平成27年10月21日(水)までに、別紙「企業対象人権研修会」申込兼受付票を、京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課へFAX又は郵送してください。また、研修会の受付票となりますので、当日御持参くださいますよう、お願いいたします。

FAX：(075)366-0139

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1 中信御池ビル6階

問合せ先 京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課

電話：(075)366-0322

本研修会は、厳しい経済情勢の中、社会的責任を強く求められる企業の皆様の負担を増やすことなく、人権尊重を基盤とする活動へのヒントや最新情報を御提供する機会といたしております。是非とも御参加ください。

※ 定員600名になり次第、申込みを締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

5 その他

○ 駐車場は御用意しておりませんので、公共の交通機関を御利用ください。

— 京都人権啓発行政連絡協議会とは —

京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

【構成機関】 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
・近畿経済産業局・近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
・京都府・京都市